

労務管理講座 (48)

雇用の分野における男女の均等な機会 及び待遇の確保等に関する法律

～セクシュアル・ハラスメントについて(3)～

メンターネットワーク
社会保険労務士
小森谷経営労務事務所
小森谷 一恵

今回はセクシュアル・ハラスメント(略してセクハラ)では、どのような人が加害者となりうるのか?被害者となるのか?をお話いたしました。今回は、まず、セクハラの影響について考えてまいりましょう。

セクハラは職場環境を悪化させ、働く人の権利や人権を侵害し、直接的な不利益を与えるものであり、また、企業にとっても職場秩序を乱し、業務の円滑な遂行を阻害するなどの損失をもたらす問題です。整理しますと次のようになります。

1. 被害者に対する不利益な結果・悪影響の発生
個人の尊厳、名誉、プライバシー、性的自己決定権に対する侵害
労働条件に関する不利益な結果や影響
精神、健康、身体等に対する悪影響
2. 企業への不利益影響
従業員のモラルダウン
職場秩序の乱れ
業務の円滑な遂行への支障
企業イメージの低下
損害賠償による損失

また、加害者にとっても、個人的な信用の失墜になるばかりでなく、懲戒処分の対象ともなり、さらに裁判に訴えられることもままあります。自己に責任があるとはいえ、その不利益は計り知れません。

セクハラを防止するためには、この問題の背景にあるものを考えてみる必要があります。セクハラはなぜ起こるのでしょうか?

1. 性的固定的観念の押しつけ
セクハラの原因の一つは、個々を評価するのではなく「女は愛嬌」「男は度胸」とい

われるように性によるステレオタイプ的な見方を押しつけてしまう性的固定観念や男女別役割分担意識にあるといわれています。

2. 職場への性的関心の持込み

職場とは職務を遂行する「公的」な場所のほうですが、その「公的」な場所に相手を性的な関心の対象としてみるといった「私的」な意識を持ち込んでいることがあります。性的関係を求める、身体にさわる、性的な冗談をいい反応を楽しむといった行為は、相手を性的な対象としてみなしているゆえに起こります。

3. プライバシーへの過干渉

欧米と比較すると日本の職場では、公私を区別する意識が希薄であるといわれ、プライベートな事柄が話題にされがちです。プライベートな話題に関する受容範囲には個人差があり、また当人同士の間関係にも左右されます。とくに容姿や身体的特長、年齢や結婚等に関する話題は、たとえ言った側にはそのつもりがなくとも、受ける側にとっては性的固定概念や性的関心への含みを連想させ不快に思う場合もあります。

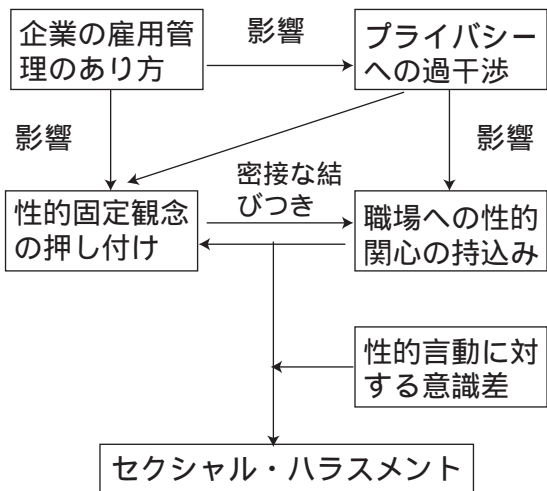
4. 性的言動に対する意識差

性に関する言動の受けとめ方は人により異なります。コミュニケーションの一部であるとか単なるジョークで言ったことでも相手に受け入れる素地がなければ逆効果です。また、性に関する感受性には個人差があり、同じ言動に対して許容できる人もいれば、できない人もいます。

5. 企業雇用管理のあり方

職場におけるセクハラの原因としては、企業自身が雇用管理において男性中心の考えから抜け出せず、女性労働者を企業を支える重要な労働力として位置付けていないことも

あげられています。このような企業では、女性労働者に対して固定的な女としての役割を求めている場合が多く見受けられます。



法人協会ニュース

第19回総会および夏季セミナーの開催場所などが決まりました

来る6月に開催される上記総会等につきまして、下記ご案内申し上げます。

日時：6月26日 13:30~ 20:00
27日 9:00~ 13:00

13:00以降、自主的研究会開催予定です

場所：有明ワシントンホテル
(東京都江東区有明3-1-28)

詳細につきましては、改めてご案内申し上げます。よろしく願いいたします。

秋季セミナーの日程が決まりました

全国秋季セミナー開催日程が確定しました。本年度は岐阜県にて開催いたします。皆さま、ぜひご参加下さい！

名称：「農業法人全国秋季セミナー 2008 in ぎふ」

日時：2008年12月4日 13:30~ 17:30
5日 9:00~ 15:00

会場：岐阜グランドホテル
(岐阜市長良648 TEL:058-233-1111)

詳細につきましては、改めてご案内申し上げます。よろしく願いいたします。

小島正興様(当協会理事)ご逝去

当協会の会員外理事である小島正興様が、11日夕方にご逝去されました(享年83歳)。

小島様は1925年、神奈川県横浜市ご出身。東京帝大農学部から経済安定本部に入省後、丸紅株式会社に入社。同社専務取締役、セコム株式会社取締役副会長、農林中央金庫監事などを歴任。農業に深い造旨をお持ちの財界人として、当協会設立にお力添えを頂き、設立当初から理事としてご活躍いたしておりました。

謹んでお悔やみ申し上げますとともに、心からご冥福をお祈りいたします。

ご存知ですか? 「水田・畑作経営相談窓口」(愛称:農政安心ダイヤル)

農林水産省では、2月より水田・畑作経営所得安定対策(品目横断的経営安定対策)や米政策改革に関する農業者や都道府県・市町村・JAの担当者の皆様からのご質問やご相談、ご要望等を一元的に受け付け、迅速かつ統一的に対応する相談窓口を設置しております。

受付内容

水田・畑作経営所得安定対策(認定農業者制度、集落営農の組織化その他の関連する経営政策を含む)に関する事
米政策改革(生産調整を含む)に関する事

連絡先

農林水産本省 経営局経営政策課
千代田区霞が関1-2-1
TEL: 03-6744-2339

受付時間は月曜日から金曜日(除祝祭日)
10時~18時(12時15分から13時を除く)

各都道府県農政事務所でも受け付けております。詳しくは、下記URLをご参照下さい。
http://www.maff.go.jp/j/keiei/farmers/ansin_dial/index.html

アグリビジネス経営塾 第358号

本紙に関するお問合せは下記までお願いします。
社団法人日本農業法人協会
(HP <http://www.hojn.or.jp/>)
TEL:03-5156-0365/ FAX:03-5156-0366
MAIL: juku@hojn.or.jp

©(社)日本農業法人協会 2008
本紙掲載記事の無断転載を禁じます。